

あきた次世代自動車普及促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、あきた次世代自動車普及促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内の企業、大学、行政機関等が業種・活動分野の垣根を超えて広くネットワークを構築し、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車など次世代自動車の普及啓発や、関連産業の振興に向けた取り組みを推進し、環境負荷の低減と地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 次世代自動車の普及・啓発に関する活動
- (2) 充電インフラの整備促進に関する活動
- (3) 関連産業の振興に関する課題研究活動
- (4) 会員相互の交流・情報交換
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 県内に事業所を置く企業・団体、支援機関、大学、行政機関
- (2) 協議会設立の趣旨に賛同する県外の企業、団体等

(入会及び退会)

第5条 入会を希望する企業等は、別に定める入会申込書を代表幹事に提出しなければならない。

2 会員は、退会をしようとするときは、事務局に届け出なければならない。

(総会)

第6条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

2 総会は、本会の事業及び運営に関する基本的事項について審議・決定する。

3 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、総会において会員の互選により、これを選任する。ただし、初回においてはこの限り

ではない。

3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

(ワーキンググループ)

第9条 協議会の運営に関する事項、その他会長が必要と認める事項について協議するためワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置に関する事項は、会長が別に定める。

(顧問等)

第10条 協議会の事業等に関して助言を得るため、顧問及びオブザーバー等を置くことができる。

2 顧問及びオブザーバーは、会長が委嘱する。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、秋田県地域産業振興課に事務局をおく。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成25年10月1日から施行する。